

「学校いじめ防止基本方針」

身延町立身延中学校

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
- II いじめ対策の組織
- III 未然防止
- IV 早期発見
- V 早期対応
- VI 重大事態への対処
- VII その他の留意事項
- VIII いじめ防止指導計画の作成



I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、未然防止としての「いじめを生まない土壌づくり」のためには、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法13条の規定及び国のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。【文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめに関する基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは被害者・加害者という二者択一の認識のみでなく、同一人物が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ対策の組織

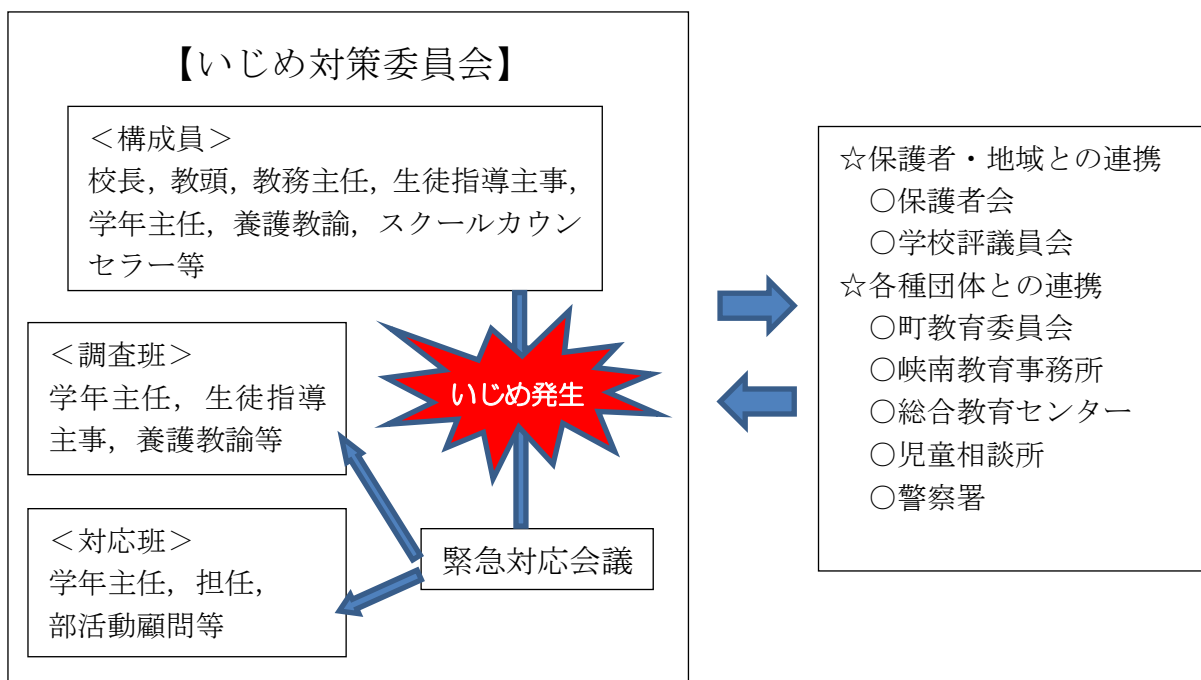
いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための未然防止の取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

そこで、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、この委員会を中心に、教職員全員で「チーム身延中」としての共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

1 「いじめ対策委員会」の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー等

2 「いじめ対策委員会」の組織



※定例の「いじめ対策委員会」は、原則として学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

III 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校

の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

1 校内の指導体制

(1) 学校全体での取り組み

○いじめを許さない意識づくり

- ・たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を日頃から学級や学年、生徒会・全校集会などで生徒に訴えていく。

○相談できる環境づくり

- ・二者懇談や三者懇談とは別に、教育相談日を設定し、生徒自身から気楽に様々な悩みを相談できる環境をつくる。また、アンケートは年間を通じて毎週金曜日に行い早期発見、早期対応を目指す。

○学校開放日（週間）の設定

- ・保護者や地域住民、関係諸機関に学校や生徒をより良く理解してもらうためにも、授業参観日などの学校開放日（週間）を積極的に設ける。

○支援体制づくり

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー等で構成する「いじめ対策委員会」を機能させ、生徒の日常の相談からいじめに関する内容まで情報の共有を図り、支援体制を充実させる。

○気になることは報告・連絡・相談・確認・記録

- ・学級担任や教科担任は教室や授業で、養護教諭は保健室で、生徒の様子で気になることがあったら、即時に学級担任や学年主任、養護教諭、生徒指導主事、教務主任、教頭等へ、また必要に応じて保護者にその日のうちに必ず報告・連絡すると同時に、相談・確認・記録をこまめに行う。時には、スクールカウンセラーなどへの相談につなげることも、未然防止の一助となる。

○指導力の向上

- ・校内研修を行ったり、校外研修に参加したりするなどして、いじめ防止に向けて教職員の指導力の向上を図る。

○生徒主体の活動の推進

- ・生徒指導主事と生徒会担当が連携し、いじめ防止のためのスローガンなどを生徒総会等で決め、年度始めに学級や昇降口に大きく掲げるなどして、学校全体でいじめ防止に取り組んでいることを生徒に意識させる。

(2) 授業担当者としての取り組み

○授業前後の生徒の観察・報告・連絡・確認

- ・いじめは、教職員の目の届かないところで起こることが多いので、授業担当者は授業前後にトイレやベランダ・更衣室など、生徒が集まりやすい場所に目をやり、生徒の行動を観察する。
- ・授業開始前や終了後、教室や廊下で児童・生徒の行動を観察する。
- ・気になることはすぐに関係職員に報告・連絡・確認する。

○一人ひとりが存在感のある授業づくり

- ・生徒一人ひとりの興味や関心にあった活躍ができる場を、それぞれの教科に応じて設定し、みんなで認め合える雰囲気をつくる。
- ・間違った答えや意見であっても、大切にす。また、間違った答えや考えに対して、冷やかしかあざけ笑うような言葉や態度があれば、その場で毅然と指導する。
- ・教師の言動や態度が生徒の心に大きく影響することを常に意識し、生徒が傷ついた

り、いじめに繋がったりすることがないように十分注意する。

- ・「個人ノート」への取り組みを通して、生徒一人ひとりの見取りを確実にいき、学習の面においても家庭との連携を意識していく。

(3) 学年や学級での取り組み～好ましい人間関係を築く～

○笑顔あふれる明るい雰囲気づくり

- ・何よりも教師自身が明るく前向きに生活し、互いにあいさつが出来、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。

○認め合う

- ・教職員と生徒がより良い人間関係を築くために互いの長所や個性を認め合う態度で接する。

○リーダーの育成

- ・学級長や副学級長に学級のリーダーとしての自覚をしっかりと持たせるとともに、学級内の人間関係に気を配らせる。

○道徳教育や特別活動の充実

- ・特に、年度始めに、いじめに関するテーマを学級で取り上げ、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、互いに支え合える集団づくりに努める。

○情報交換（報告・連絡・相談・確認・記録）

- ・担任一人だけの問題とせず、学年内で互いに共通理解が出来るよう絶えず情報交換を図る。

○その場での指導

- ・明らかな「冷やかしからい」「悪口」などに対して、毅然とした態度で、学年全体、または学級で、適宜に適切な注意と指導を行う。

2 家庭との連携

校務分掌や学年としての取り組み

○便りの活用

- ・保護者から協力を得るためにも、日々の学校の取り組みや生徒の様子を学校・学年便りや学級便りなどで知らせる。

○生活ノート等の活用

- ・「自主学习ノート」、「個人ノート」などを通して、家庭（保護者）とのやりとりを密接に行う。

○相互理解

- ・生徒に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡し、相互理解を図る。

○誠意ある対応

- ・保護者からの相談や意見・要望には謙虚に耳を傾け、「学校に相談して良かった」と感じてもらえるような誠意ある対応を積み重ねる。

3 関係機関との連携

(1) 関係機関と連携した対応

○窓口の確認

- ・連絡窓口になる職員は生徒指導主事とし、管理職や学年主任との連絡を日頃から密にしておく。

○日頃からの情報交換

- ・いじめ問題の相談は関係機関に持ち込まれることも多いので、学校からも積極的に

出向いて情報交換をし、連携・協力を求める。

※県教委版「いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）」より

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 子どもたちの立場に立つ

- ・一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

- ・集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめが見えにくいのは

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

例えば、

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。

《時間と場所》

- ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態等がある。

《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分は大膽な人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、等といった心理が働く。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見えない。いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼する。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

No.	分類	抵触する可能性のある刑罰法規
1	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
2	仲間はずれ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
3	軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
4	ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
5	金品をたかられる	恐喝
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

4 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

「いるべき時、いるべき場所に、いるべき教師がいる」ことを目指し、子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト（県教委版「いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）」参照）を活用すると有効である。

また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。

(2) 観察の視点

成長の発達段階から見ると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 生活ノート ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～

「自主学习ノート」、「個人ノート」などの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気楽に相談できる環境をつくるのが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設け、全児童・生徒を対象に教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

(5) いじめ実態調査アンケート

実態や必要に応じて適宜実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記

入することが難しい状況も考えられるので、実施方法について、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要である。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

子どもたちが教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「ちくった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなりいじめが潜在化する可能性も考えられる。

(1) 本人からの訴えに

○心身の安全を保障する

・日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアを努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

・「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの子どもからの訴えに

○いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。

○「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

○問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こってない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子についてこまめに連絡を取り合う。

○子どもの出来ていないところや苦手なところを一方向的に指摘されると、保護者は自身自身の躰や子育てについて、否定されたと感じる事も多い。保護者の気持ちを十分理解し接することが大切である。

6 地域の協力を得るために

学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子ども見守り活動」などの教育支援を求めることも必要である。

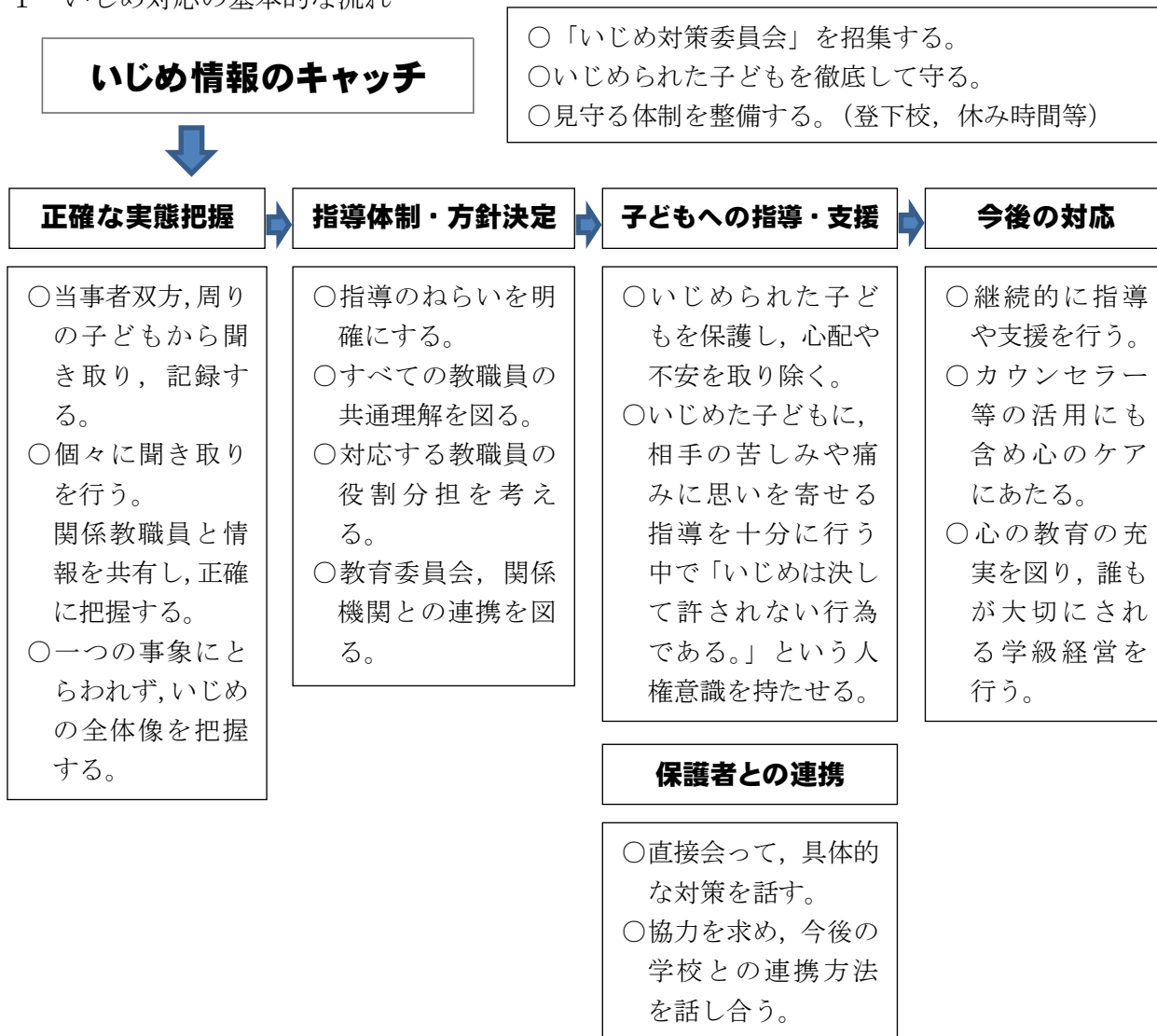
民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子どもクラブ、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校に連絡が入るように、体制づくりに努めることが大切である。

本校では、現在、関係機関とも連携した形でケース会議等も開催している。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもたちの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、そのときに、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、いじめ対策委員会担当職員に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

○いじめられていると相談に来た子どもやいじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う

ことが必要である。

- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめに事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめられている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《把握すべき情報例》

- ◇誰が誰をいじているのか…【加害者と被害者の確認】
- ◇何時、どこで起こったのか…【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか …【内容】
どんな被害を受けたのか
- ◇いじめのきっかけは何か …【背景と要因】
- ◇いつ頃から …【期間】
どのくらい続いているのか

要注意

子どもの個人情報はその取り扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

☆子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

☆保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです
- ・家庭での甘やかしが問題です
- ・クラスではいじめはありません
- ・どこかに相談に行かれたらどうですか

(2) いじめた子どもに対して

☆子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを確認させる。

☆保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉	<ul style="list-style-type: none">・いじめられる理由があるのだろう・学校がきちんと指導していれば…・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか
--------------------------------	--

(3) 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることであると理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4 ネットいじめの発見と対応

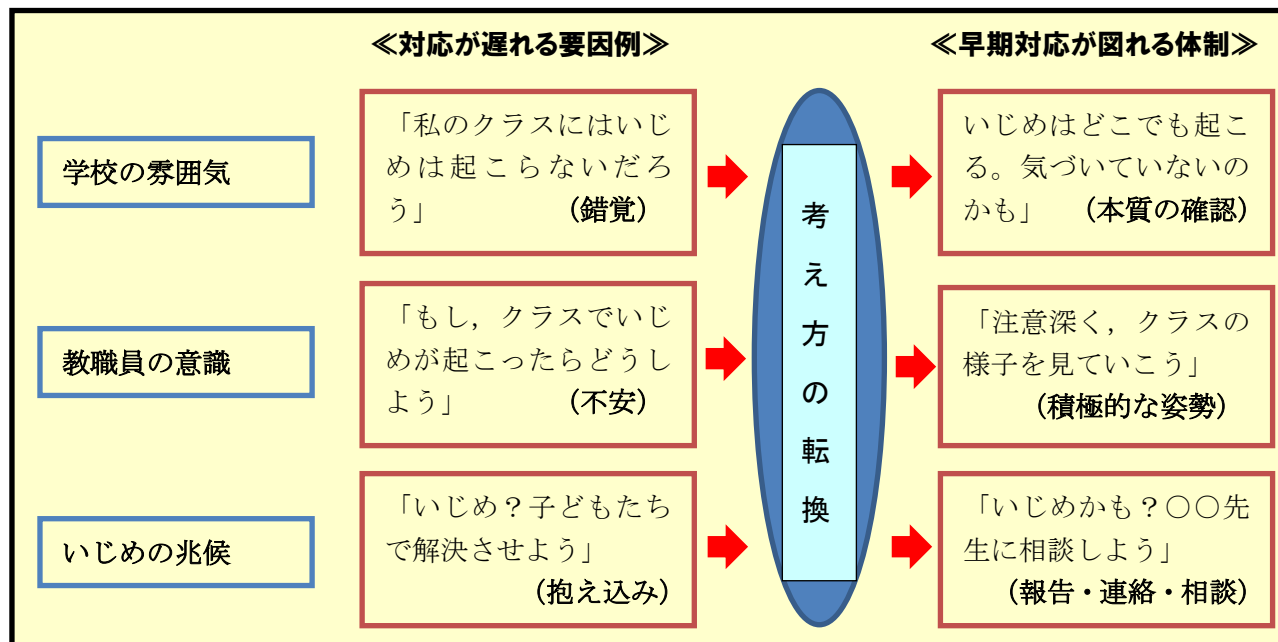
インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見た時の表情の変

化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもたちが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

5 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。



VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

○生命・心身又は財産に重大な被害がある場合

・生徒が自殺を企図 ・身体に重大な障害 ・金品等に重大な被害 ・精神性の疾患を発症

○相当の期間（年間30日）欠席を余儀なくされている疑いがある場合

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。

○平成29年3月に文部科学省から示された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」

をふまえて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始することに留意する。

2 重大事態の発生と対応

① 速やかに教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

② 教育委員会と協議の上、重大事態に対処する組織（「重大事態調査委員会」）を設置する。

*この組織には、専門的知識・経験を有する者を含めるとともに、第三者の参加により公平性・中立性を確保する。

③ 上記組織において、事実関係を明確にするための調査を実施する。

*調査は、因果関係の特定ではなく、客観的事実を網羅的に把握するために行う。また、アンケートを行う際には、開示対象になり得ることを説明する。

④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

*個人情報の取り扱いには十分に配慮する。

- ⑤ 調査結果を、教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

VII その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

【さ】・・・最悪を想定して	<×さっさと>
【し】・・・慎重に	<×自分だけで>
【す】・・・素早く	<×素通りして>
【せ】・・・誠意を持って	<×専門家に任せきり>
【そ】・・・組織的に	<×素知らぬふりで>

2 校内研修の充実

年度始めや必要に応じて、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で「チーム身延中」として共通理解を図る

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

さらに、初任者等の若年層教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう配慮する。

VIII いじめ防止指導計画の作成

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度始めに組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、保護者や地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

《年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対策委員会 ・指針方針 ・指導計画等	PTA総会等による 保護者向け啓発	事案発生時、緊急対応会議の開催			いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期以降の計画
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり いじめ 実態把握 1年人権学活	2年人権学活	3年人権学活 ネット犯罪防止教室			学級・学年づくり 人間関係づくり
早期発見	毎週末ごと いじめ アンケート	1年放課後 SC とのグループ面談期間			教育相談期間	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等			事案発生時、緊急対応会議の開催			いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり 全学年人権学活			学級・学年づくり 人間関係づくり		新入生実態把握
早期発見	毎週末ごと いじめ アンケート		教育相談期間			